

期の子どもは、子どもの話から受け入れ先が分かることが考えられ、里親が対立に巻き込まれないよう配慮する必要がある。

里親への一時保護委託状況

年度	人数	延人数	年齢
H 1 2	2	2 6	0歳：1人、1歳1人
H 1 3	1	4	7歳：1人、
H 1 4	3	4 0	0歳：2人、14歳：1人
H 1 5	7	1 2 1	0歳：5人、1歳2人
H 1 6	3	4 3	0歳：2人、1歳：1人

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山眞紀子)

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-4-4 一時保護中の被虐待児に対する自尊感情回復に向けての取り組み ～アドベンチャーカウンセリングの手法を用いて～

大西清文（北九州市保健福祉局子ども総合センター）

A. はじめに

豊かな自尊感情は児童が健全に成長していくため必要不可欠である。しかしながら、非行児・被虐待児の多くは低い自尊感情しか持っていない。このため、子どもは自分に対して自信が持てず、現実から逃げる思考になっている。したがって、子どもの健全な成長を促進するためには自尊感情の回復が重要である。この自尊感情の回復には、濃密な人間関係のなかで互いに信頼し・信頼されるという経験、肯定的失敗体験と成功体験の反復が重要である。

子ども総合センター（以下、センター）には、短期間子どもを保護するための施設である一時保護所（以下、保護所）が設置されている。しかし、保護所では自尊心回復のための濃密な人間関係のなかで互いに信頼し・信頼されるという経験は、マンパワー、施設の構造などから難しい状況にある。

そこで、プロジェクトアドベンチャー（以後 PA）の手法によるアドベンチャーカウンセリング（以後 ABC/adventure based counseling）という新たなカウンセリング手段を用いて、「自尊感情の回復を導くこと」を目標とした試みを行った。ここでは、①保護所での児童の状態、②PA とアドベンチャーカウンセリングとは何か、③社会教育施設

を活用した取り組み の 3 点から試みの報告と考察を行う。

キーワード
自尊感情 プロジェクトアドベンチャー
アドベンチャーカウンセリング

B. 保護所の機能と児童の状態

保護所は 40 名定員で、概ね 2 歳から 18 歳未満までの子どもたちが暮らしており、食事・入浴・就寝や学習やスポーツ・所外活動（図書館・博物館・公園など）をしながら、帰宅する日や施設措置の日を待っている。

一時保護の主な目的は、①緊急保護（家出・迷子等で保護者がいない場合、虐待・放任等のため家庭から引き離す必要がある場合、非行行為などにより自分や他人の生命・身体・財産に危害を及ぼす又はその虞がある場合に実施）②援助指針を立てるための行動観察 ③心理療法・カウンセリング・生活指導のための短期入所指導、の 3 つである。※ 1 その一時保護児童の行動観察をする中で、「自尊感情が著しく低い」ということを強く感じている。そもそも自尊感情とは「自分自身の価値に対する本人の認識。自分に対する認識は人が成長するに従って徐々に形成され、成人に近づくにつれ、また自分

にとって重要な他者との相互関係によって大きく変化する。自分の価値に関する認識は、いったん確立してしまうと容易には変化しない」とされている。※2 この自尊感情が低いことが、自らの存在価値の否定につながり、物事に対しての自信のなさや他者を受容することの困難、ひいては社会性の低下を招き、家庭や学校での前向きな気持ちすら失わせる原因になっている。特に中学高校生は、現状解決に向けて自分で努力できる目標の設定や挑戦を促しても、「どうせ自分は・・・」「今さえ楽しければいい」という言葉や反抗的な反応や無視など消極的反応が多く、現実から逃避している面が否めない。加えて保護所での生活環境は、広い年齢層と被虐待児・非行児混合での暮らし・行動自由の制限などがあり、将来の不安を感じながら多くのストレスを抱えている。

C. プロジェクトアドベンチャーとは

PAは、1971年アメリカで誕生した冒険教育プログラムで、少人数グループでのアドベンチャー活動を通して、チームワークやコミュニケーション能力を高め、他者受容と自己受容を進め、個人の成長と人間関係の改善を図る手法である。

プログラムは一見レクリエーションや集団遊びに見えるが全く異なる。その特徴は、「ゴール設定のある楽しい活動での、仲間との協力、自己対峙や葛藤、肯定的失敗体験・成功体験、達成感などの体験を通して、チームワーク、信頼感、自己認知・他者受容」などが効果的に学ぶことが出来るよう構成され、自尊感情の向上につながっていく。

また、「心と体の安全」「楽しい」「一所懸命」などの「フルバリューコントラクト(互いの尊重)」と「チャレンジ・バイ・チョイス(本人が決める自分のチャレンジ)」による安心安全な活動環境、体験学習サイクルに

基づく「やってみる(挑戦) → 起きたことを振り返る → なぜ起きたかを考える(一般化) → 気づきや学びを得て、日常に生かす又はそれらを生かして次の挑戦をやる(応用)」という学習プロセス、が設定されており、もっと活動を楽しみたいという内圧的動機も相まって、積極的な参加を自然と促すように構成されている。

今回使用したプログラムとしてロープスコースがある。これは、大別するとロー・ハイエレメントの2種類がある。いずれも太いワイヤーと丸太で作られている。ロー・エレメントは、1m程度の高さに設置。グループの協力によって達成されるチャレンジを行う。ハイエレメントは、高さ8m程度まで登って行う活動で、自分自身への挑戦や仲間との相互信頼関係を高めるチャレンジを行う。(図参照)

D. ケースの概要

保護までの経過…中学3年生・男子。父の虐待により施設措置。母はDVにより離婚、子どもを引き取れる状況にない。施設内で他児をいじめる、喫煙などの問題行動があり、行動観察を行うために一時保護。本児は他児へのいじめを全く認めず、自分だけを一方的に疑われることに対して反抗的である。保護所入所への動機付けは乏しく、強い不満を持っている。

背景…本児が施設での暴力行為を認めない原因に、「行為をしたと疑い、自分の言い分を全く信じてくれない大人との対立」が根底にあると思われる。それは、本児の生育歴から、「本児の話を聞くことなく、非を責め、虐待を繰り返していた父、その虐待から守ってくれなかつた母」との関係から、「自分の全てを信じてくれること=本児への愛情」という感覚を持ち、愛情確認のために【「故意または偶発的な問題行動」と「その当事者性の否定による自分への信頼の獲得】を行動

化し、繰り返している面があると考えられる。

E. 社会教育施設を活用したアドベンチャーカウンセリングの試み

PA のロープスコースが設置された国立山口徳地少年自然の家で実施した。ここは、北九州市に一番近いコースを持つ施設である。同行は児童心理司 2 名 児童福祉司 1 名 保護所指導員 1 名である。

活動目的…「肯定的失敗体験と成功体験の反復からの自尊感情の回復」

活動内容…活動準備 ①予め本児に対し、「今回の施設行きは職員 4 名の視察の同行である。この視察はプログラムを実際に体験しなければならない。了解すれば職員に同行できる。」と説明。②緊張をほぐし、楽しさの本質を知るためのゲームの実施 ③安心安全で楽しく取り組むために大切にするものを文字にして確認（ビーイング） ④目標設定（将来の夢とそれに向けてどうするかを紙に書く）

※解説 ①は本児の自発性を大切にするために設定。 ②はルールの存在の意味や互いが尊重する関係がつくる楽しさを知るために使う。③ビーイングは、互いが大切にしたい行動や思いを言葉にして共有化し、活動に生かすために行う。④本児は、「カーレーサーになるために努力する」と記入。しかし、努力の意味が曖昧なので、「レーサーになるための努力を知る」ことが本児の活動目標となる。

活動 《1日目》：ローエレメント：モホークウォーク 下図 1 参照 ワイヤーを渡る遊びで、どこまで行く・何人渡るなどのゴールを話し合いで設定し、チャレンジする。

《振り返り》「失敗は次の成功のためになった」と肯定的に捉えられていた。また、本児は、一日の振り返りで「こんなに人を信用したのはひさしぶりだ」と発言。

《2日目》：ハイエレメント：キャットウォーク 下図 2 参照 8 mの高さの丸太を渡るチャレンジで、どこまで行く等のゴールは個人で決める。落下しても安全が確保される装備を装着、落ちないように使うロープをグループの仲間が引っ張る。本児は渡りきることをゴールとしたが、恐怖で達成できず。

《振り返り》「めちゃめちゃ怖かった」「相手が挑戦するときのロープに命の重みを感じた」などを発言。しかし、表情は笑顔である。当初のゴールに達成できないことにも否定的な言葉や感情はなく、自分なりにがんばったと思っている。

全体の振り返り 今回の活動目標であった「レーサーになるための努力を知る」に対して、「高校に行って、回り道をしながらゆっくりと自動車整備士になる」と書いていた。その実現には、高校進学が必要だから、施設に帰って、勉強を頑張るという決心をしていた。しかし、この言葉が導き出されるまでに、本児は母親の家に帰りたい気持ちや施設での辛く悔しかった出来事や帰りたくない思いを、涙を浮かべ吐露していた。「最終的な決心は自分で」と促すと、5 分程度の沈黙の後、施設に帰ると口にした。帰る目的は？との問いには、即答で「（高校にいくための）勉強」が返ってきた。

《3日目》：センターで退所の挨拶をする際「活動で一番楽しかったこと」を問われ、「人を信用すること」と笑顔で答えた。

F. おわりに

この男子は、以前いた施設に戻った後、再び一時保護されている。施設の話によると、「以前の暮らしと大きな変化はなかった」とのことであった。本児に話を聞くと、「信じることは楽しかったし、キャンプではできただけど、施設じゃできんかった」と答えた。現在は、母が引き取り、通学を再開。不登校に

ならず、高校入試に気持ちを向けているようである。

今回の取り組みは、まだ試みの域であり、その効果についても研究しなければならない。しかし、彼は今回の体験で「人を信頼する価値」を学んだことは明らかである。

アドベンチャーカウンセリングは欧米諸国では福祉の分野においても発達しているだが、国内での取り組みはほとんどなされていない。今回の取り組みから、アドベンチャーカウンセリングの有用性を強く実感した。今後はプログラムの改善、対象の拡大などを研究、実践し、虐待・非行児及びその家族のための有力なカウンセリング手法として確立していきたい。

G. 参考文献

- ※1 児童相談所運営指針（厚生労働省）
- ※2 アドベンチャーカウンセリングの実践 P293 1997年/みくに出版

この調査票は一時保護所の有無に関わらず、全国の児童相談所に対してお聞きしています。

記入方法 (1) 「複数回答可」と書いてある設問以外は、必ず一つをお選びください
 (2) アルファベット (a～r) を選ぶ場合は、該当するものに○をつけてください
 (3) 表の空欄や () 内には、数字や文字、文章等を記入してください

都道府県名 () 児童相談所名 ()

1 各所の概要

(1) 管轄人口 (万 千人)

(2) 一時保護所併設の有無 (aあり bなし)

(3) 相談件数 (平成 16 年度)

(単位：人)

相談種別	相談件数	うち所内一時保護	うち委託一時保護	一時保護実人数
養護相談				
うち虐待				
非行・触法相談				
その他の相談				

(4) 16 年度 都道府県 (政令市) 内児童福祉施設の状況

① 乳児院 (ケ所、定員合計 人、年間充足率 %)

② 児童養護施設 (ケ所、定員合計 人、年間充足率 %)

③ 情緒障害児短期治療施設 (ケ所、定員合計 人、年間充足率 %)

④ 児童自立支援施設 (ケ所、定員合計 人、年間充足率 %)

(5) 都道府県 (政令市) 内 児童養護施設の入所状況 (平成 16 年度・各月 1 日)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定員												
入所												

2 心理職のかかわり

(1) 職員体制

常勤児童心理司 (人)、非常勤心理職 (常勤の勤務時間に換算して (人))

(2) 心理診断

① 一時保護した子どもへの心理診断 (各種心理学的検査による査定) で一番多いのはどれですか

a 家出や迷子以外は原則すべての子どもをしている

b 必要性を判断して行っている

c 施設措置をする子どもだけ行う

d その他 ()

- ② 上記①の「b 必要性」は、どのように決まることが一番多いですか

 - a 受理会議で決まる
 - b 担当児童福祉司からの依頼による
 - c 判定担当課長（係長）が選択している
 - d 心理司同士で協議して決める
 - e 一時保護所からの依頼による
 - f その他（ ）

③ 一時保護中の子どもの心理診断を一番多く行っているのは誰ですか

 - a 児童心理司（正規職員）
 - b 児童心理司（非常勤）
 - c 一時保護所の心理士（非常勤）
 - d 療育手帳判定のために雇用した非常勤
 - e その他（ ）

④ 一時保護中の子どもに行う心理診断では「理想」としてどの程度必要で、「実際」にはどの程度できていますか。a 知能検査（含む発達検査）、b 人格検査（質問紙）、c 人格検査（投影法）、d その他に該当するものに○をつけてください

	理 想	実 際
性被害（疑いを含む）	a, b, c, d	a, b, c, d
性虐待以外の虐待被害	a, b, c, d	a, b, c, d
非行	a, b, c, d	a, b, c, d
虐待を除く養護相談	a, b, c, d	a, b, c, d
不登校	a, b, c, d	a, b, c, d
発達障害	a, b, c, d	a, b, c, d

⑤ 援助方針会議の前に心理診断が終わっている割合はどの程度ですか（ %）

⑥ 心理診断は援助方針決定にどの程度反映されていますか。一番多いものを選んでください

 - a 必要不可欠な要素として尊重されている
 - b 処遇決定の重要な要素の一つとされている
 - c 処遇決定の参考程度である
 - d 処遇が先に決定され、施設措置の場合にのみ心理判定書が求められる
 - e その他（ ）

⑦ 一時保護後に施設入所にならなかった場合、心理診断の結果はどのようにまとめられますか

 - a 施設入所と同じように判定書を作成する
 - b できるだけ詳細な判定所見を文書で残す
 - c 簡単な心理診断を文章で残す
 - d 心理検査記録用紙をケースファイルに綴じるのみ
 - e その他（ ）

(3) 心理面接

- ① 一時保護した子どもへの心理面接（治療とまではいかなくとも、ある程度継続した心理職のかかわり）で一番多いのはどれですか

 - a 原則すべての子どもをしている
 - b 必要性を判断して行っている
 - c 施設措置をする子どもだけ行う
 - d その他（ ）

② 上記①の「b 必要性」はどのように決まりますか

 - a 受理会議で決まる
 - b 担当児童福祉司からの依頼による

- c 判定担当課長（係長）が選択している d 心理司同士が協議して決める
e 一時保護所からの依頼による
f その他（ ）

- ③ 一時保護中の子どもの心理面接を一番多く行っているのは誰ですか

a 児童心理司(正規職員) b 児童心理司 (非常勤)

c 一時保護所の心理士 (非常勤) d 療育手帳判定のために雇用した非常勤

e その他 ()

④ 次のような場合、心理面接は「理想」としてどの程度必要で、「実際」にはどの程度できているでしょうか。回数を1以下から選んで横に記入してください。

	理 想	実 際	
性被害（疑いを含む）			
性虐待以外の虐待被害			
非行			
虐待を除く養護相談			
不登校			
発達障害			
(回数)	ア 毎日 エ 週1回	イ 2日に1回 オ 2週に1回	ウ 週2回 カ 月1回

(4) 児童心理司の定員

- ① 現在の児童心理司の人数で一時保護所での業務は十分行えていますか

 - a 十分行えている
 - b ある程度は行えている
 - c 不十分にしか行えていない
 - d 全く不十分である
 - e その他 ()

- ② 常勤児童心理司 1人あたりの人口 (管轄人口÷児童心理司) (人)

③ 常勤児童心理司+非常勤心理士 (常勤換算) 1人あたりの人口 (人)

④ 児童心理司 1人あたり、どのくらいの人口が適当と考えますか (人)

(5) 業務量

児童心理司の勤務時間の中で、一時保護所に関わる時間はどの程度でしょうか。会議や判定書書きなどを除き、直接子どもに接している時間を全業務量の概ねの割合としてお答えください（ %）

3 委託一時保護の活用と課題

(1) 委託保護の件数と委託先

①平成 15~16 年度の概要 (単位:人)

	児童養護施設	乳児院	その他の児童施設	警察署(注)	医療機関	その他
就学前(0~5歳)				()		
小学生(6~11歳)				()		
中学生(12~14歳)				()		
15歳以上				()		
1人平均委託日数	日	日	日	日()	日	日

(注) 警察に委託したうち重大事件の件数のうち数を「警察署」の()内に記入

(2) ①の「医療機関」の内訳

(単位：人)

	小児科	外科	救命	産科	精神科	その他
就学前 (0~5歳)						
小学生 (6~11歳)						
中学生 (12~14歳)						
15歳以上						
合 計						
1人平均委託日数						

(3) ①の「その他」の機関(児童福祉施設を含む)の件数と日数、理由(理由については複数回答可)

委託場所	件数	延日数	最長	最短	理 由
児童自立支援施設					
情緒障害児短期治療施設					
里親					
知的障害児施設					
肢体不自由児施設					
重症心身障害児施設					
民生・児童委員					
親戚					
児童の通う保育士・教員					
近隣知人					
シェルター					
婦人保護施設					
その他 ()					
その他 ()					

<理由>

- ア：夜間・緊急など イ：身辺介護が困難 ウ：自傷・他害など
エ：専門的対応が必要 オ：地域から離す カ：一時保護所の定員超過
キ：迷子・家出 ク：28条による措置前提 ケ：試行として
コ：集団生活になじめない サ：就学前 シ：校区内（近く）
ス：保護者の危険からの保護 ゼ：一時保護所が距離的に遠い
ゾ：その他（ ）

(2) 15・16年度 相談種別ごとの委託件数

(単位：人)

	養護	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
就学前 (0~5歳)				
小学生 (6~11歳)				
中学生 (12~14歳)				
15歳以上				

(3) 児童福祉施設等への委託費の額と妥当性(上乗せ制度の有無)

① 委託一時保護の委託料はいくらですか

a 現在の国の基準通り(1560円)

b 現行単価+施設事務費の日割り

c 措置費の日割り

d その他 () 円

（「d」の場合はその名称と根拠）

)

② ①のb～dの場合は、その条件といきさつなどをお書きください

()

③ 委託料はいくらぐらいが適切と思われますか (円)

(4) 児童福祉施設等の委託先への情報提供

- a まったく情報を出さない
- b 電話で簡単に話す程度
- c 面接して内容を伝える
- d 措置と同様にしている
- e その他 ()

(5) 委託一時保護が1週間になる場合、委託先からの小・中学校への登校はさせていますか

- a 通学させている
- b 通学させていない
- c 不明

(6) 「a 通学させている」場合、どこですか。複数の場合は件数も記入してください

- a 出身校 (件)
- b 施設の地元校に転校 (件)
- c 施設の地元校に一時通学 (件)
- d その他 (件)

(7) 委託一時保護中の児童相談所との接触

委託中に児童相談所職員が子どもに対して面接や心理診断等の接触がありましたか

- a 週に数回
- b 週1回程度
- c 月数回
- d 月1回程度
- e ほとんどない
- f その他 ()

(8) 委託一時保護したことでの保護者とトラブルの有無

① 委託期間中に子どもの保護者との間でトラブルがありましたか

- a 頻繁にある
- b 時々ある
- c あまりない
- d ない

② ①で「ある」のはどのようなことですか(複数回答可)

- a 暴力
- b 暴言
- c 苦情
- d 頻繁な電話
- e その他 ()

③ その内容はどんなことですか(複数回答可)

- a 子どもとの面会
- b 子どもの引き取り
- c 援助方針の不満
- d 児童相談所への不満
- e 施設(機関)への不満
- f その他 ()

(8) 学級担任、民生・児童委員などへの委託一時保護

①児童相談所運営指針では委託保護の積極的な活用を言われていますが、学級担任や民生・児童委員などへの委託についてどう思われますか

- a 積極的に行うべき
- b やや積極的に賛成
- c やや慎重
- d 慎重に行うべき
- e その他 ()

② ①で「慎重に考える必要がある」と思われる点は、どのような点ですか。

()

(9) 今後、委託一時保護を活用しますか

- a 積極的に行う
- b やや積極的に行う
- c やや消極的
- d 消極的
- e その他 ()

(10) 今後、委託一時保護をより受け入れやすくする上で一番大切なのは何でしょうか

- a 保護者とのトラブルを減らす
- b 委託保護の費用を改善する
- c 施設措置費等が改善される
- d 児童相談所が強い支援を行う
- e その他 ()

(11) 委託一時保護について意見や要望がありましたら記入してください ()

4 重大非行事件への対応

(注)ここで「重大非行事件」とは、触法通告のうち被害者が死亡するなどにより社会の耳目が集中し、児童相談所が処遇を行ううえで、さまざまな困難が予想されるものをいいます。

(1) 貴児童相談所には、非行相談に関する以下の内容を含むマニュアルがありますか。「ある」「なし」のいづれかに○をつけてください。また必要ないと思われるマニュアルについては「必要ない」に○をつけてください。

マニュアルの種類	ある	ない	必要ない
① 相談全般			
② 非行相談全般			
③ 重大非行対応			
④ 一時保護			
⑤ 無断外出対応			
⑥ マスコミ対応			
⑦ 措置時の移送			

(2) 重大非行事件について児童相談所が対応しようとする場合、以下の中で困難が生じると思われるものを「困難と考える」に○をつけてください。また平成15年度以降に受理した重大非行事例で、実際に困難と感じたものがあれば、「困難があった」に○をつけてください。

		困難と考える	困難があった
相談の特性	a 職員の専門性		
	b 事実の調査・認定		
	c 保護者の調査		
	d マスコミ対応		
	e 被害者感情や被害者への対応		
	f 警察との連携		
	g 家庭裁判所との連携		
	h 事案の重大性から福祉で対応しにくい		
保護	j 当該児童のプライバシーの保護		
	k 身柄の移送		
設備と体制	l 無断外出の防止		
	m 他児との関係(混合処遇)		
	n 子どもの集団対応(非行集団)		
	o 一時保護所に入所の余地がない		
	p 個室がなく個別処遇ができない		
	q 職員体制が不十分		
	r 夜勤体制が不十分		

(3) (2) あげた困難さを緩和するために工夫していることがあれば、その番号と内容を下記または別紙

で記述してください

(

)

(4) (2) 以外に困難と考える事項があれば記入してください

(

)

(5) 平成15年以降で、重大非行事件を受理した経験がありますか。

a ある (件) b ない

(6) それはどのような罪名に触れる行為でしたか (複数回答可)

a 殺人 b 傷害致死 c 暴行・障害 d 強姦
e 強盗 f 放火 g その他 ()

(7) 通告された児童に対して、どのような処遇をされましたか

① 身柄について

a 児相で一時保護を継続した
b すみやか (日後) に家庭裁判所に送致した
c 委託保護をした (委託先)
d その他 ()

② 処遇について

a 通告を受けた日に家庭裁判所に送致した
b 通告を受けた (日) 後に家庭裁判所に送致した
c 児童相談所が措置をした (処遇内容)
d その他 ()

(8) 一時保護中の子どもを警察官 (警察職員) が調査する場合、何らかの配慮や工夫をしていますか

a している (具体的に)
b していない

(9) 重大非行事件を児童相談所で扱うことに関して、お考えを自由に記述してください

(

)

5 自由を制限する委託一時保護について

重大非行事件への対応や処遇困難な児童の一時保護として、精神病院・病院の精神病床への委託一時保護が可能との厚生労働省の見解が出されました。また少年鑑別所への委託保護についても、可能性はともかく、一部から要望が出されているようです。心身の安全を守りながら児童相談所としての関わりを続けられるというメリットがある一方、行政権限だけで子どもの行動を制限することの可否も議論になっていきます。

(1) 精神病院・病院の精神病床への委託一時保護について

① 過去に精神病院・病院の精神病床に委託一時保護を行ったことがありますか。あればその概要を以下(または別紙)にお書きください a あり b なし
()

② 過去に精神病院・病院の精神病床への委託一時保護を検討したが断念した事例がありますか。あればその概要を以下(または別紙)にお書きください a あり b なし
()

- ③ 貴都道府県内に委託を受け入れてくれる可能性のある精神病院・病院の精神病床がありますか
 a ある b 隣県にはある c あるが遠距離（移送可能） d ない
 e その他（ ）
- ④ もし受け入れてくれる病院があったとして、今後、精神病院・病院の精神病床への委託保護の可能性はあると思われますか。
 a 積極的に考える b ある程度積極的に考える
 c あまり積極的に考えない d 考えない
 e その他（ ）
- ⑤ もし受け入れてくれる精神病院・病院の精神病床があったとして、今後、どのような事例がこのような運用の対象になると思われますか
 （ ）
- ⑥ 精神病院・病院の精神病床への委託保護をするうえで留意すべき点はどのようなことがあるでしょうか
 （ ）
- (2) 少年鑑別所への一時保護委託について
- ① 過去に少年鑑別所に委託保護を行ったことがありますか。あればその概要を以下（または別紙）にお書きください
 a あり b なし
 （ ）
- ② 過去に少年鑑別所への委託保護を検討したが断念した事例がありますか。あればその概要を以下（または別紙）にお書きください
 a あり b なし
 （ ）
- ③ 重大非行事件等で子どもへの面接や心理診断などを少年鑑別所に委託一時保護をして行うという点については、どのように考えますか
 a 積極的に考える b ある程度積極的に考える
 c あまり積極的に考えない d 考えない
 e その他（ ）
- ④ 児童相談所長の判断という行政権限だけで子どもの行動を制限する点については、どのようにお考えですか
 a かなり問題と考える b ある程度問題と考える
 c あまり問題ないと考える d 問題ないと考える
 e その他（ ）

6 一時保護所を併設していない児童相談所

- (1) 一時保護所を併設していない児童相談所では、どのような苦労があるでしょうか。（複数回答可）
 a 心理診断や職員が面接するのに時間や経費がかかる
 b 限られた時間内で心理診断や面接を行う必要がある
 c 子どもの一時保護所での態度や日常生活が十分に分からぬまま処遇を決定する必要がある
 d 一時保護所職員の行動観察と心理診断や社会診断の十分な付けあわせができにくい

- e 一時保護所までの距離が遠いので移送に時間がかかる
 - f 一時保護所所管の児童相談所の都合が優先され、適時の保護ができにくい
 - g 夜間や緊急時の入所の際の移送が大変
 - h 委託保護を頻繁に使うようになる
 - i ケース処遇で、できるだけ一時保護を避けるように進めてしまう
 - j 処遇決定に一時保護所職員の参加が難しい（文書での報告になる）
 - k 児童相談所の職員に子どもとの心理的な距離ができる、埋まらないときがある
 - l その他（ ）
- (2) 一時保護所を持っていない児童相談所から一時保護を受け入れる場合に、受け入れる児童相談所として困難がありますか？（複数回答可）
- a 子どもの背景や今までの経過が分からないので、子どもからの訴えに適切に対応できないことがある
 - b 子どもへの面接が少ない
 - c 子どもが見捨てられた感情を持つ
 - d 子どもの状態に応じた適時の判断や面接ができない
 - e 一時保護中に非行児のネットワークが拡大する
 - f 担当福祉司や心理司が所内にいない子どももいるため、公平性を強く意識し、個別の対応が取りにくい
 - g 子どもの情報が少ないため、一時保護所での個別の関わりが難しく、集団での対応で終わる
 - h その他（ ）

7 一時保護（所・制度）に関する要望・意見など

研究班では、この調査を通して児童相談所の一時保護所や委託を含めた一時保護のあり方について検討を行っています。現在の一時保護所や一時保護の制度について、要望や意見がありましたら下記にできるだけ詳しくお書きください。

この調査票は、一時保護所のある児童相談所にお送りしています。

記入方法 (1)「複数回答可」と書いてある設問以外は、必ず一つをお選びください
(2) アルファベット(a～r)を選ぶ場合は、該当するものに○をつけてください
(3) 表の空欄や()内には、数字や文字、文章等を記入してください

都道府県名（ ） 命童相談所名（ ）

1 一時保護所の構造

(1) 居室数

(单位: 室)

	男子	女子	幼児	区別なし
居室				
うち主に個室として使用				
うち日ごろ別の目的で使用				
居室以外の部屋				

(2) 居室以外の部屋の機能と有無

(3) 定員(実定員)

(单位:人)

	男児	女児	幼児	区別なし
定員				
実定員				

* 実定員とは、運用上支障がきたさない収容可能人数の程度として、運用上貴所内で考えられている収容人数のことです。なければ記入の必要はありません。

(4) 生活空間

- ① 居室面積 () m²
 ② 生活面積 (子どもの生活に使われている部分で、トイレや風呂、園庭を除き、廊下や食堂などは入る) () m²

2 一時保護所の職員体制

(1) 職員数と職種

(单位：人)

(注1) 嘱託・非常勤などは常勤正規職員の勤務時間に換算して人数をお書きください

(注2) その他の職種は、その職種と人数をお書きください（ 人、 人）

(注3) 学習指導員とは、学習担当講師など子どもへの学習指導を主たる業務とする職員を指します

(2) 常勤児童指導員の採用区分と人数

- | | |
|---------------|-------------|
| a 行政事務 () 人、 | b 福祉職 () 人 |
| c 心理職 () 人、 | d 教員 () 人 |
| e その他 () 人、 | 人) |

(3) 常勤児童指導員の出身・資格

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| a 教育委員会からの現役教員の派遣 () 人、 | b 社会福祉士 () 人 |
| c 社会福祉主事 () 人、 | d 保育士 () 人 |
| e 一般行政からの異動で特に資格なし () 人、 | f a 以外で教員免許所持 () 人 |
| g 心理学科卒 () 人、 | h 社会福祉業務は始めて () 人 |
| i その他 () 人、 | 人) |

(4) 平日に小中学生に学習指導を行う職員数(総数ではなく「ある一日」において勤務する数の平均)

- | | |
|----------------|----------------|
| a 児童指導員 () 人、 | b 保育士 () 人 |
| c 学習指導員 () 人、 | d ボランティア () 人 |
| e その他 () 人、 | 人) |

(5) 学習指導を行うものが持っている資格

- | | | |
|-----------|--------------|-----------|
| ① 小学校教員免許 | 児童指導員 () 人、 | 保育士 () 人 |
| | 学習指導員 () 人、 | その他 () 人 |
| ② 中学校教員免許 | 児童指導員 () 人、 | 保育士 () 人 |
| | 学習指導員 () 人、 | その他 () 人 |

(6) 勤務体制

- | | | | | |
|---|---------------------------|-------------------------|----------|----|
| ① 平日昼間
うち非常勤 | (指導員 () 人、
指導員 () 人) | 保育士 () 人、
保育士 () 人 | 人、
人、 | 人) |
| ② 平日夜間
うち非常勤
うち 男性 () 人、女性 () 人 | (指導員 () 人、
指導員 () 人) | 保育士 () 人、
保育士 () 人 | 人、
人、 | 人) |
| ③ 休日昼間
うち非常勤 | (指導員 () 人、
指導員 () 人) | 保育士 () 人、
保育士 () 人 | 人、
人、 | 人) |
| ④ 休日夜間
うち非常勤
うち 男性 () 人、女性 () 人 | (指導員 () 人、
指導員 () 人) | 保育士 () 人、
保育士 () 人 | 人、
人、 | 人) |

3 入所状況

(1) 平成16年度入所件数(委託保護を除く)

(単位:人)

	養護	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
就学前(0~5歳)				
小学生(6~11歳)				
中学生(12~14歳)				
15歳以上				

(2) 全体の状況

	入所件数合計	1日の最小入所児数	1日の最大入所児数	一日平均人数	一人平均入所日数
平成14年度	人	(注)	(注)	人	日
平成15年度	人	(注)	(注)	人	日
平成16年度	人	人	人	人	日

(注) 平成14年度と15年度については1日の最大入所児数と最小入所児数の記入は必要ありません

(3) 平成16年度 月別保護状況(実人数)

(単位:人)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
月初													
入所													

(4) 平成16年度 退所先

(単位:人)

	養護	うち虐待	非行・ぐ犯	その他	平均入所日数
児童養護施設					日
児童自立支援施設					日
情緒障害児短期治療施設					日
里親					日
自宅					日
その他					日
平均入所日数	日	日	日	日	日

4 心理職の配置

(1) 一時保護所担当心理士(非常勤)

- ① 配置されていますか a いる() b いない
- ② 所属はどこですか
a 一時保護所 b 相談判定部門 c その他()
- ③ 配置されている方は、どのような業務をされていますか(複数回答可)
 a 心理診断 b 面接室での継続的心理面接(プレイ)
 c 生活場面面接 d 保護所内の会議への出席
 e 援助方針会議への出席 f 児童福祉司への報告
 g 判定結果の保護所職員への解説 h 児童心理司の補助
 i 児童心理司との連絡調整 j 施設への同行
 k 療育手帳の判定などの一時保護所以外の心理業務
 l その他()
- ④ 配置されている心理士は、心理業務以外にどのような業務を担当していますか(複数回答可)
 a 夜勤 b 掃除指導
 c 幼児の保育 d 風呂指導
 e 食事の準備 f 洗濯
 g 通院付き添い h その他()
- ⑤ 一時保護所に心理士が配置されて、一時保護中の子どもへのケアにどの程度貢献したと思われますか
 a 非常に貢献している b ある程度貢献している
 c 貢献の度合いは少ない d ほとんど貢献していない

e その他 ()

- ⑥ ⑤でb～dと答えられた一番大きな理由は何ですか
a 勤務時間が短い b 技術が未熟
c 役割が不明確 d 職員との連携が困難
e 子どもの問題が大きすぎる f 子どもの人数が多すぎる
g その他 ()

⑦ 一時保護所に心理士が配置されて、一時保護所内で変化がありましたか
()

5 教育保障

(1) 学習時間（スポーツを除く）と内容

① 平日の学習時間はどの程度ですか

小学生 午前 (分) 午後 (分)
中学生 午前 (分) 午後 (分)

② 学習内容はどのように決定していますか。一番多いものに○をつけてください

- a 在籍校の授業進行に合わせる b 在籍校担任の指示に従う
c 児相で学力検査等を実施して d 子どもの様子を見て
e その他 ()

③ 通常の小学生に学習させる科目はどれですか（複数回答可）

- a 国語 b 算数 c 理科 d 社会 e その他 ()

④ 通常の中学生に学習させる科目はどれですか（複数回答可）

- a 国語 b 数学 c 理科 d 社会 e 英語 f その他 ()

(2) 学習室の構造

- a 一つの部屋でみんな（小学生から高校生まで）平行で学習する
b 一つの部屋を仕切って使うが、声などが聞こえる
c 二つ以上の部屋を使う
d その他 ()

(3) 教材は何を使っていますか

- a 市販のプリント b 児童相談所で用意したプリント
c 学校の教科書 d 児童相談所で用意したテキスト
e その他 ()

(4) 小中学生の学校への通学の可否と条件

- a 通学させていない
b 児童相談所の校区の学校に通わせる
c 出身校に通わせる
d 条件により通わせる
(条件
e その他 ()

(5) 在籍校との情報交換

- a 必ず実施している b 面会等の際に実施している
c 学習達成度などの調査票を記入してもらう d ほとんど実施していない
e その他 ()

(6) 学習時間に感じた困難さがあれば、下記に書いてください

()

6 鍵のかかる部屋の有無

(1) 他の子どもと分離する部屋の実態

① 貴保護所では何らかの事情（感染症など身体疾患を除く）によって、ある子どもを他の子どもの生活と分離することがありますか

- a ある b なし

② ①で「a ある」の場合、他の子どもの生活と分離する場合に使用される部屋はどのようなものですか

- a 専用の部屋（名称）
b 兼用（どのような部屋との兼用）
c その他（ ）

③ ①で「a ある」の場合、どのような状況で分離をしますか（複数回答可）

- a 身柄付や深夜など緊急の保護の場合
b 他の子どもや職員に対する暴力があった、もしくはその可能性がある場合
c 対人的な暴力はないが器物破損があった、もしくはその可能性がある場合
d 自傷行為があった、もしくはその可能性がある場合
e 無断外出があった、もしくはその可能性がある場合
f ひきこもりなど対人緊張、対人不安が強い場合
g 他の子どもからいじめや暴力の被害を受けた、もしくはその可能性がある場合
h その他（ ）

④ ①で「a ある」の場合に使用する部屋は、子どもの様子が常時把握できますか

- a できる b できない

⑤ ①で「a ある」の場合に使用する部屋は、壁や床などに緩衝材などがありますか

- a ある b ない

⑥ ①で「a ある」の場合に使用する部屋の使用に関するガイドラインや規定などがありますか。 a

- ある b ない

⑦ ①で「a ある」の場合に使用する部屋は、どれくらいの頻度で使用しますか

- a ほぼ毎日 e 月1回程度 b 週数回程度
f 数ヶ月に1回程度 c 週1回程度 g 年数回
d 月数回 h ほとんど使わない
i その他（ ）

(2) 分離する部屋の必要性

① 貴保護所の有無に関わらず、何らかの事情（感染症など身体疾患を除く）で、ある子どもを他の子どもの生活と分離するための部屋が必要だと思われますか

- a 必要 b 必要ない

② ①で「a 必要」と答えられた方は、どのようなときに必要だと思われますか

- a 身柄付や深夜など緊急の保護の場合
b 他の子どもや職員に対する暴力があった、もしくはその可能性がある場合
c 対人的な暴力はないが器物破損があった、もしくはその可能性がある場合
d 自傷行為があった、もしくはその可能性がある場合
e 無断外出があった、もしくはその可能性がある場合
f ひきこもりなど対人緊張、対人不安が強い場合

- g 他の子どもからいじめや暴力の被害を受けた、もしくはその可能性がある場合
h その他 ()

③ ①で「a 必要」と答えられた方は、子どもが内側からのみ施錠でき、他の子どもの入室を拒否できる（職員は鍵を持つ）機能が必要と思いますか

- a 必要 b 必要ない

④ ③で「a 必要」と答えられた方は、どのような状況や理由だと思われますか
()

⑤ ①で「a 必要」と答えられた方は、職員が外側からのみ施錠でき、部屋の中にいる子どもが開錠できない機能が必要と思いますか

- a 必要 b 必要ない

⑥ ⑤で「a 必要」と答えられた方は、どのような状況や理由だと思われますか
()

7 混合処遇の課題

(1) さまざまな課題を抱えた幼児から17歳までの男女が同一空間で生活する一時保護所の混合処遇についてメリットを10点・デメリットを0点と考えたとき、貴所の現状は何点程度でしょうか。
() 点

(2) 平成16年と今年度8月末までに、対応に苦慮した状況がありましたか
a あり b なし

(3) (2)の「あり」の場合、対応に苦慮した頻度はどのくらいですか
a ほぼ毎日 b 週に数回程度 c 週に1回程度 d 月に1回程度
e 年に数回程度 f その他 ()

(4) 困難を感じるのはどのような時ですか（複数回答可）
a 被虐待児が非行児の暴力やいじめの対象になる
b 非行児の問題行動やそれに対する職員の大聲による注意などで、一時保護所が殺伐とした雰囲気になる
c 養護児などが非行児の影響を受け、真似た言動が見られるようになる
d 非行児の無断外出を防ぐため、他児の所外活動が制限される
e 非行児による学習の妨害により、他児の学習権が侵害される
f 特定の子どもの興奮が、他児に不安を与える
g 興奮や感情的な言動が起きやすい子どもに、刺激を与えて、興奮を誘発する
h その他 ()

(5) 混合処遇に対する対応・緩和策として、どのような工夫をされていますか（複数回答可）

- a 状況によって、子どもを施設に一時保護委託する
b 一時保護の期間を短縮して措置をする、自宅に帰す
c 個室を利用し、興奮しやすい子どもへの刺激を減らす
d 心理士を配置している
e 中学校の生徒指導担当であった教員を配置する
f 職員配置を手厚くする
g 幼児は児童相談所で一時保護せず、児童養護施設に委託保護する
h その他 ()